

桶川市ことばの教室設置及び管理運営要綱

(設置)

第1条 桶川市に在住することばやきこえの発達に遅れがある児童又は生徒、及び、桶川市が設置する小学校又は中学校に在籍することばやきこえの発達に遅れがある児童又は生徒に対し、言語に関する検査、評価、指導等を行い、その早期改善に資するため、桶川市ことばの教室（以下「教室」という。）を設置する。

(設置場所)

第2条 教室は、桶川市立桶川西小学校内に置く。

(管理)

第3条 教室は、桶川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(開設日及び開設時間)

第4条 教室の開設日は原則として週2日とし、開設時間は4時間とする。ただし、桶川市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年桶川市条例第24号）第3条第1項及び第9条に規定する日を除く。

(業務)

第5条 教室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 児童又は生徒への言語指導に関すること。
- (2) 保護者や教職員の来所相談に関すること。
- (3) 言語指導に係る学校との連携に関すること。
- (4) その他教育委員会が、教室の設置の目的を達成するために必要と認める事項に関すること。

(指導員)

第6条 教室に桶川市ことばの指導員（以下「指導員」という。）を置く。

2 指導員は、言語指導に関する専門的知識と経験がある者のうちから、教育委員会が任命する。

3 指導員は、会計年度任用職員とする。

4 指導員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(サービス)

第7条 指導員のサービスは、次の各号のとおりとする。

- (1) 指導員のサービス監督は、教育委員会が行う。
- (2) 指導員は職務の遂行にあたって、この要綱に定める事項に従わなければならない。
- (3) 指導員は、その職の信用を傷つけ又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- (4) 指導員は、職務を遂行する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(賃金等)

第8条 教育委員会は、指導員に対し賃金を支給する。

2 日額以外の他の手当は、支給しない。

3 退職金は、支給しない。

(指導状況等の報告)

第9条 指導員は、教室における指導及び運営状況等を随時教育委員会に報告するものとする。

(退職及び解職)

第10条 指導員は、任用期間満了と同時に退職するものとする。

2 指導員が、任用途中において、退職を申し出て受理されたときは退職となる。

3 教育委員会は、指導員が次の各号のいずれかに該当する場合には、任期にかかわらず、その職を解くことができる。

(1) 業務の遂行に支障があり、又はこれに耐えられない場合

(2) 業務を怠り、又は業務上の義務に違反した場合

(3) 指導員にふさわしくない非行のあった場合

(災害補償)

第11条 指導員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところにより補償するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、教室の管理運営及び指導員に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。